

特集

貧困問題と
法律家の役割

「司法書士業務とは」……無意識のうちになんか固定概念に縛られてはいませんか。これを脱めば貧困に対する認識だけでなく、アナタという司法書士に足りなかった何か・最近忘れかけていた何かに気付かれるかもしれません。7月に全国一斉生活保護110番も控え、実務にも役立つ情報満載の大特集です。

現代日本の貧困

湯浅 誠
ホームレス総合相談ネットワーク事務局
NPO法人自立生活サポートセンター・もやい事務局長

どの国にも「貧困線 (poverty line)」と言われる基準があり、それを下回ると客観的に「貧困である」と言われる。日本の場合「生活保護基準」が「貧困線」を示している。昨今は「生活保護はこんなにオトク」などと主張する本なども出て、あくせく働いて生きている人たちの神経を逆なでしているが、各種の調査結果は、日本に約500万人の生活保護基準以下で生きる人たちが存在することを示している。つまり約20人に1人が「貧困」なのが日本の現状である。OECDの貧困率調査でも日本はアメリカに次いで堂々の第2位。GNPが高い国ほど貧困率も高い——これが今の「グローバルスタンダード」である。「二極化」が騒がれる所以だ。

生活保護基準以下で生きている500万人のうち、現に生活保護を受けているのは150万人。残り350万人は憲法25条で保障されているはずの権利を奪われながら、なおも「もっとしっかりしろ」「おまえが悪い」と叱咤され、自らも「おれが悪いんだ」とその規範を内面化してしまっている。「格差は必要」とはつまりそういう意味であり、この論を進めると、犯罪被害者に「犯罪に遭うようなおまえが悪い」と言うのと同じことになる。「法の支配」の崩壊である。

アラを探せば、誰にだって突っ込みどころの10や20はある。10や20の欠点がありつつも「ふつう」の社会生活を営める人たちと、営めない人たちがいるだけなのだが、なぜか人は「ふつう」に生きていけない人たちの欠点には不寛容であり、「それじゃあしょうがない」とかぶりを振って、その人個人のSOSとより普遍的な権利侵害問題を自分の頭から追い払う。法の予定しない「欠格条項」を自分で作ってしまうのだ。これは一種の私刑である。

「貧困」はこうやって私たち自身が作り出してきたものである。法に「不作為の罪」というものがあるが、「社会正義の実現を担う」と謳われる法律家たちまでが「自分は作為の責任を負ってない者」と言い出すならば、いったい誰がこの膨大な不公正を是正するのか。

「貧困との闘い」は、依然として「始まったばかり」である。

貧困問題と法律家の役割

貧困問題に接して

東京会 後関 一博

私がホームレス問題に関心をもち（気が向いて）拘わることとなったのは、02年5月からであるが、法律相談の需要があるのか、あるとすればどのような需要なのか、そ

して需要に応える能力があるのかなどの不安の中、支援者の行う炊き出しに参加しブルーシートなどで簡易に建てた小屋を訪問しながら、雑談を繰り返すことからだった。その後、紆余曲折を経ながらも相談会を開催するようになり、相談の多くが「消滅時効を援用し（これが破産となったり過払請求となったりすることもあるが）、生活保護に同行する。」という法律問題としてのパターンを見つけることができた。

しかし、ホントの意味での原体験といえ、03年12月の御用納めの日に出会った当時3歳の子を含む家族との出会いにある。支援者からの話によれば、ギリギリまで福祉事務所や児童相談所と協議を重ねたが時間切れとなったとのことである。どのような事情があったとしても、未成熟な子が豊かと評価されるこの国のど真ん中で越年しなければならない現実が背筋が凍り、激しい怒りが込み上げた。

本件の顛末には触れないが、もし、人が何らかの行動を起こすことに理由付けが必要なのであれば、私にとっては、このとき感じた震撼と怒りへの自分の中での清算ということになる。

武器としての法律

私は、未成熟な子を路上に放置するこの国に居住する者として、貧困問題を、勝手にTVなどで放映される経済発展の途上にある国々の問題として、貧弱な良心が揺らしていたことに大きく反省した。そして、私がどこまでこの問題に関わるべきであり、それが可能なのかの苦悩を払拭した。私たちがよく使う「法の支配」とは、世界人権宣言に「人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要である。」とあるように、幾多の戦争や抑圧や差別などから生じた、正に「血塗られた人の石垣」により、人類が勝ち得た理念である。

しかし、その理念は決して盤石なものではない、不断の努力を怠れば、いとも簡単に崩壊し、専制政治が復活し、おびただしい数の人命を失わせる結果となることは、現在も各地で進行している悲しい現実である。

法の支配の理念は、飢えや寒さに対しては「生活保護法」、排除に対しては「ホームレス自立支援に関する特別措置法」など具体的な法律によって実現するものであるが、生活保護は申請すらできず、行政による法定手続きすら経ない排除が横行し、あげくには、逮捕者まででしてしまう現実を放置し、寸鉄帯びることなく（法的知識なく）、飢えや寒さには、我慢をもって、行政からの物理的排除に対しては逃げまどうか逮捕されることを覚悟しながら集団闘争するかという、極めて原始的な方法で闘う当事者に、「法の支配」という理念を鍛えた武器を持つ者が目を背けることは、間

違ひなく何かに対する進背である。その進背が司法書士制度だけの問題であるのであればそれはそれでいいのかもしれないが、悲惨な歴史を繰り返す課程であると思えてならない。

結 語

私は、それが、司法書士業務の射程範囲であるのかどうかは正確には承知していない。しかし、貧困問題から生じるあらゆる場面のなかで、ただそこにいてだけで雲泥の差が生じることを知っている。であるならば、「法の支配」の理念を担う司法書士が、貧困問題に関わることは、目的から導かれる条理であることは疑われない。

生活保護について司法書士として考えてみる

神宗川会 古根村博和

全青司では、一昨年より生活保護110番を実施し、生活保護を受給している方や生活保護を受けたいと考えている方の相談を受けてきた。これらを通じての2年間の率直な感想は、生活保護制度や現場の運用が、憲法や生活保護法に規定する理念とかけ離れたものになっており、利用者（保護受給者）のための制度となっていないということである。また、現在進められている生活保護制度の改正議論においても、行政（国か地方自治体か）の費用負担の面にばかり目が向けられており、国民の基本的な人権である生存権を国がどう護っていくかという議論は、事実上なされていない現実がある。

これまで一部の先駆的な法律家・支援団体を除いて、司法書士・弁護士を含む大部分の法律家は生活保護の問題について、全く興味を示さなかったといえる。生活保護＝福祉の分野は法律家の専門外だとの認識が強く、業務を通じて貧困状態に陥っている方と接したとしても、「生活保護の相談してみたら」という対応しかしていなかったと思われる。こうした生活保護制度に対する法律家の対応（不作為）が、結果として、生活保護を要する方の権利（生活保護の申請権・受給権）を侵害することになってしまった一因ではないかと私は考えている。相談に寄せられた「生活保護を受けたくても受けられない」、「生活保護の申請すらさせてもらえない」「福祉事務所に生活保護を打ち切ると言われている」という生の声を聞いたとき、法律家である司法書士として、私たちは、この問題に対して、何かできないのかと思い、この2年間の活動を続けてきた。

では、司法書士は何ができるだろうか。

1つは、保護受給者が抱えている借金（多重債務）の問題である。保護受給者には借金問題を抱えている人の割合は多く、地域によっては、保護受給者の半数ほどの方が借金問題を抱えているという報告も聞く。これまでは、一部の問題意識のあるケースワーカー（生活保護の担当者）によっては、法律専門家や法律扶助協会などを紹介していたようだが、ほとんどのケースにおいては、全く何らの指導もせず、放置されている状態である。本来、生活保護費を借金の返済に充てることは生活保護制度の性質上問題であり、保護受給者がそのような状態に陥っていることが把握された場合には、ケースワーカーとしては、改善に向け、対応すべきだが、多重債務問題は高度に法律問題であり、ケースワーカーの専門性の範囲を超え、対処の仕様がいないとの話も聞く。

そのため、全青司では、保護受給者の借金問題の解決に向け、地方自治体及び各福祉事務所に対して、自立支援プ

ログラム（保護受給者の自立に向けて、福祉事務所が策定・実施する支援制度）の一環としての多重債務解決プログラムの創設を提唱している。

多重債務解決プログラムの詳細については、紙面の関係上割愛するが、これまで事実上野放しであった保護受給者の多重債務の解決に向け、法律家である司法書士だからこそ提案できるものであるといえる。この多重債務解決プログラムに関しては、すでに実際に、京都や札幌の福祉事務所でも、実施（検討）しているとのことである。

2つ目に、これは私見であるが、保護受給者の生活支援である。保護受給者における単身世帯の割合は昨今高くなってきており、かつその中でも高齢の方・障がいを持つ方が多くを占めている。私自身、元路上生活者の生活保護申請の同行などで、福祉事務所に行くことが多いが、その場合も、単身・高齢であることが実に多い。それらの方が地域に積極的にとけ込み、生き甲斐をもって充実した生活を送れているかという点、（個人差もあるであろうが）そうでもないのが現状である。元路上生活者の方の例で言えば、生活保護を受け、アパートに住むことはできたものの、近所には知人もなく、体調不良のため仕事も出来ず、また、生活保護費ではテレビも買えず、結果、一人でアパートに引きこもるような生活をしていた。また、別の元路上生活者の方に関しては、買い物に出かけた途中で気分が悪くなり、そのまま救急車で病院に入院したものの、頼れる身内が無く、緊急連絡先となっていた私が身の回りの世話をしたということもあった。

前者の方で言えば、路上生活をしているときには、安定した住居と食料が必要であったが、最低限それらがそろった現在は、地域との交流・友人や家族との関係回復・仕事などの生き甲斐が必要となってきた。後者の方で必要なのは、緊急時の支援体制である。

法律家はどうしても法的問題に目がいき、借金などの法律問題が解決すれば、依頼者（保護受給者）との関係が途絶えてしまうことが多いが、保護受給者にしてみれば、法的問題は、その人が抱える問題の一つにすぎず、その問題が解決したからといって、その方が充実した生活を送れるわけではない。

多重債務や成年後見の関連で、今後、司法書士が保護受給者と接する機会は多いと思われるが、単に業務的な部分の繋がりだけにとどまらず、個々人の生活そのものの支援をすることが、必要になってくるのではないかと。個人と地域社会との関係が希薄になってきている現代だからこそ、そうした部分を埋めていく存在としての、司法書士という存在があってもいいのではないかと考えている。

法律家に知ってもらいたい生活保護に関する10のこと

湯浅 誠

1 「生きてるだけでいいじゃないか」と割り切るべし

世の中には「生活保護なんか受けたら人としてダメになる」「働かなくなる」という説が蔓延している。ここではそうした誤解や悪意ある中傷を一つ一つ潰していく紙幅のゆとりはない。だからここではこう言いたい。「たとえそうだったとしても、生きていけるんだからそれでいいじゃないか」と。生活保護は言うまでもなく「最後のセーフティネット」である。つまり、それすらも拒否されれば、人は死に至ることがある。路上で生きている人はいる。楽しく生きている人すらいる。しかし、死ぬ人もまた非常に多い。

死をも自己責任だと言うなら、人権などドブに捨ててしまえばいいのだ。法律家などいない。

2 「邪説」に惑わされることなかれ

とはいえ、最近新聞沙汰になったばかりの悪意あるプロパガンダがあるので、一つだけ指摘しておきたい。3月頭に各新聞で「暴力団員には生活保護を出さない」といった記事が出た。暴力団員がわんさか生活保護を不正受給している—これは結構よくあるイメージらしい。厚生労働省も心得たもので、「生活保護を締め付けたい」と思ったときには常に暴力団員をダシに使ってくる。1981年の123号通達がそうだった。あれ以降95年にかけて生活保護受給者は半減した。しかし、厚生労働省自身の査察指導資料によれば、暴力団との関係が疑われてケースカンファレンスが行なわれる件数は年間100件未満である。150万分の100を取りあげて、全体を締め付けていく。マスコミも踊らされてそのまま記事を書く。生活保護に対するスティグマ感の高まり、たとえ生活に困っていても「生活保護だけはイヤだ」と人々が言う。この悪循環で笑う者がいるとすれば、それは官僚とサラ金業者しかない。知ったような顔をして生活保護受給者批判に同調するとき、あなたはまんまと彼らのプロパガンダに乗せられているのだと自覚すべきである。

3 良くも悪くも生活保護しかない現状を認識すべし

私とて、生活保護が万能だなどとはさらさら思っていない。私は生活保護では「生活」は「保護」できない、と主張する者である。しかし、泣いても笑っても、生活困窮者全般に対応できる包括的なセーフティネットは、日本には生活保護しかない。他に立派な社会保障システムがあるなら、それを使えばいい。では何かあるか？ 少なくとも私は知らない。だとすれば、希望する生活困窮者はすべて生活保護に持っていくしかない。大丈夫、生活保護受給者が500万人になっても日本の財政は破綻などしない。生活保護費は社会保障費の2%程度。しかも日本の社会保障財政は150兆円の大黒字である。ただみんな、弱いところを叩くときには威勢がいいだけだ。人々が生き抜くために、先人たちは「生活保護」という制度を作った。それを生かすも殺すも、私たち次第である。

4 生活困窮フリーターと野宿者にこそ生活保護を

高齢で重篤な疾病がある、そういう人はさすがの福祉事務所だって生活保護を躊躇しない。問題は「グレーゾーン」である。びんびんしてる30代のマンガ喫茶生活者が相談にきました。あなたはこの人に生活保護を勧めることができるか？ できないのなら、あなたにとって「法」はタマエでしかない。あなたは「法」を護る人ではない。15~64歳の稼働年齢層、この人たちはどんなに生活困窮しても、一貫して生活保護行政から排除されてきた。「まだ働けるでしょ」というわけだ。どうして生活保護を受けて生活を立て直し、まともな職に就いてから生活保護を廃止するのはいけないのか？ 生活保護法のどこにそんなことが書いてある？ 書いていない。厚生労働省ですら、そんなことは言っていない。「法」が拒絶していないことを、みんながよってたかって拒絶しているのが生活保護の現状である。生活保護受給者の就労率は低い。当たり前だ。就労できる人は生活保護に入れないんだから。働ける人たちを排除しておいて「生活保護受けてるヤツは働かない」と嘆いてみせる。いい加減にしろってんだ（失礼）。とにかく、稼働年齢層の生活困窮者があなたの前に立ち現れたら、彼女らこそが、あなたの力を必要とする人たちである。

「よくぞ来てくれました」と歓迎すべし。

5 「福祉事務所に行って相談してごらん」

は禁句と心得るべし

福祉事務所は生活困窮者に生活保護をかけたくない—これが基本である。理由はいろいろあって、ここでは詳述できないが、とにかく歓迎されないのが普通である。私は10年間生活困窮者と一緒に福祉事務所に通い続けているが、「困った人を連れてきてくれてありがとう」と感謝されたことは一度たりともない。福祉事務所に代わってアウトリーチをして、問題点を整理して窓口まで同行するという重労働をずっとやっているんだから、一度くらい言われてもいいようなもんだと思っているが、とにかく事実として一度たりともない。そんな福祉事務所に生活保護の知識を何も持たない生活困窮者を放り出したらどうなるか、予想はつくはずだ。相手はプロ、こちらはド素人である。しかもお金をもらって側とお金を握っている側。権力関係は明らかである。そんな中で「あなたの場合、〇〇だから生活保護は無理」と言われてしまえば、それがたとえ根拠のないことであっても、返す言葉を失うのが普通である。「福祉事務所に行って相談してごらん」は、サラ金被害者に対して「サラ金に行き行って相談してごらん」と言うのとほとんど変わらない発言なのだということを認識すべし。

6 第一関門は申請書の提出—これは誰でもサポートできる

「自分としても何か力になればと思うが、生活保護の知識がない…」という嘆きをときどき聞く。生活保護法の勉強など、試験勉強でも実務研修でも普通はやらないのだから、知識がないのが当たり前である。しかし、難しく考える必要はない。生活保護行政の現場で日常的に行なわれているのは、高尚かつ微細な法解釈などではなく、はるかに単純かつ素朴な違法運用である。生活保護の入口部分で行なわれているのは、圧倒的に申請権の侵害、これに尽きる。申請権侵害の方法は多様である。たとえば「住民票がないから受理できない」と言う。これは明確な法19条2項違反である。しかし実は、そんなことすら知らなくてもいい。たとえばサラ金マチ金は、相談が法律家に持ち込まれるまでが勝負である。だから法律家に相談しようなどと考えるように、脅したりすかししたりする。福祉事務所の場合は、申請書を出すまでが勝負である。申請書を出させないためならば、福祉事務所はどんなウソでもつく、と思っているくらいがちょうどいい。したがって最初の勝負は、申請書を出すことである。福祉事務所職員にもっともらしい理由を付けられて「無理なのか？」と感じても、出すだけ出すこと。もちろん本当に要件を満たしていなければ却下されるが、それはウソではない真性の却下理由である。そこを直しさえすれば、次は絶対に大丈夫、ということだ。口頭でのやり取りだけではブラフばかりが多く、いつまでも的が絞れない。初心者がそこを見極めるのは困難である。そして、申請書の提出は、言うまでもなく、いつでもどこでも誰にでも認められた権利行為である。遠慮はいらない。法律家が関与して提出した申請書が要件不備で却下されるなど、法律家としてのプライドが許さないかもしれない。しかし法律家といえども最初は初心者なんだから仕方がない。10の研修よりも実地で体験した1回の申請行為のほうが、はるかに身につくものは多い。失敗から学ぶべし。

7 申請後のアフターフォローも怠りなく。支援団体を活用すべし

同行したときは素直に申請書を受け取ったが、後日、本

人だけ呼び出されてその場で申請書をつき返された、などという話はいくらでもある。申請後も、そして受給開始後も、監視の目を緩めてはいけない。とはいえ、一生に亘ってその人に同行し続けることなどではしない。その場合には、各地の支援団体にアフターフォローの協力を求めよう。本人のSOSを受け止められる回路が複数あることが理想である。そうでないと、厳しい就労指導のストレスで精神的に失調をきたし、かえって生活の質が悪化した、などということにもなりかねない。当事者同士の横のつながりも必要だ。イメージとしては、献身的な法律家らの関与によって各地に生まれているクレサラ被害者らが作る自助グループが参考になるだろう。人は一人では聞えない。

8 ネットワークを活用すべし

一人で聞えないのは法律家も同じである。「これはどうなのか？」と戸惑う事例が必ず出てくる。そういうときは、各地で聞いている法律家や支援者のネットワークを活用すればいい。私が参加させてもらっている「全国ホームレス法的支援者交流会」のMLにも司法書士・弁護士や福祉事務所の元ケースワーカーら、生活保護や法律の専門家が多数参加しており、日々の活動でぶち当たった疑問を投げかけると、すぐに適切な助言が返ってくる。すべてを知ってから始めることなどではしない。飛び込んでしまっただけから、一つ一つ積み上げていくのだ。ネットワークの力を活用すべし。

9 「各地に一人」で生活保護行政は変わる

数は多ければ多いほどいいに決まっているが、実際問題としては、儲からないことに自ら取組む人は少ない。しかし幸い(?)なことに、生活保護は未開の荒野である。そこでは福祉事務所職員という無頼漢が、弱い者たちを相手に、大手を振って好き放題にやっていたりする。たった一人でもいいから「保安官」が必要である。私はどちらかと言うと「鼠小僧」のほうが好きだが、まあどっちでもいい。とにかく緊張感、目の上のタンコブ、頭にくるが無視できないイヤなヤツ、が必要である。そして誰もいない地域では、手を挙げて福祉事務所に登場した瞬間から、あなたが

それになる。2~3回も通えば、あなたの噂は福祉事務所を駆け巡り、あなたが登場したとたんに福祉事務所に緊張が走るようになるだろう。そして4~5回も通えば、たとえばあなたがいなくても、あなたが登場するかもしれないという緊張感から、職員たちは自らの言動に気をつけるようになる。それが法律の専門家たるあなたの方が持っている力である。その力を有効に使わなければならない。

10 入門書を読むべし

紙幅の関係上個別の論点には入らないできたが、大丈夫だと言われてもやっぱり「まあこんなもんか」くらいのことでは知っておきたいのが人情だろう。以下に、その安心感を得るために活用できる参考文献を挙げる。

全国生活保護裁判連絡会編(竹下義樹代表編集)

『いのちくらし 生活保護Q&A 50プラス1』

(高学出版、2004年)

東京ソーシャルワーク編

『HOW TO 生活保護「自立支援」対応版』

(現代書館、2005年)

恐縮ながら私にも著書がある。当事者に活用してもらいたいと思って書いたものなので、法律家には物足りないかもしれないが、まったくの初心者生活保護問題にとっかかるためには、使えるところもあるかもしれない。

湯浅 誠

『本当に困った人のための生活保護申請マニュアル』

(同文館出版、2005年)

また、ホームレス問題について、

湯浅 誠

『「格差」に抗するネットワークと法律家の役割』

(財団法人法律扶助協会『リーガル・エイド研究12号』

2006年4月)もある。

ご希望の方は、myuasa@k2.dion.ne.jpまでご連絡ください。みなさんの健闘を祈る。

7月29日「全国一斉生活保護110番」を実施します!

生活保護制度は、無差別平等を掲げる「最後のセーフティネット」でありながら、受給を希望する人や受給中の人に対する行政の対応の中には法令に違反しているものが少なくなく、これにより、生活困窮者の生存権が脅かされている現状があります。

昨年、全胥司では生活保護110番を全国10会場で開催し、1日だけの開催で279件もの相談が寄せられました。生活保護110番に寄せられた相談の中で特に多かったのは、生活保護を必要とする者が、福祉事務所に相談に行っても、「相談」のみで終わり、保護の申請に至らないケースでした。相談結果からは、生活保護を受給していない方からの相談で、以前に福祉事務所で生活保護に関する相談をしたことがある者(60件)のうち、全胥司会員による聞き取り

の内容から生活保護を受給できると判断されたものが半数以上の31件(51.6%)ありました。

そこで、本年度も引き続き、全国の単位会に生活保護の現状を把握してもらい、それぞれの地で生活保護の相談会を開催し、多くの市民の声を聞いていきたいと考えています。

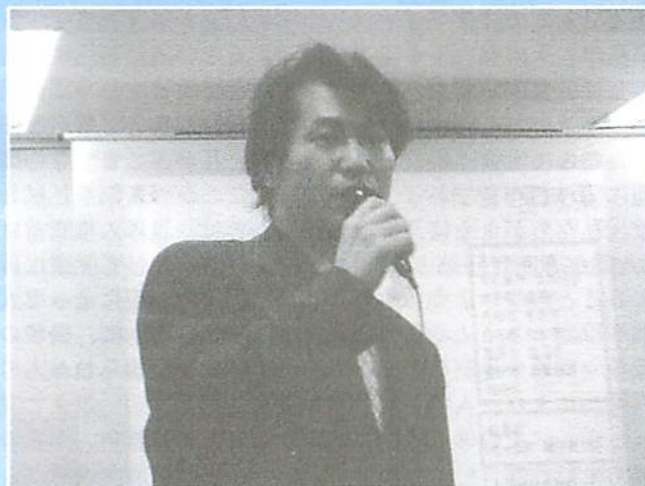
また、相談を受けるだけでなく、その後、生活保護の申請の支援を行い、かつ、そこから浮かび上がる問題点を関係機関及び社会に問いかけていきたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。



月報 全青司

2006.5
No. 313

ZENSEISHI



平成18年4月16日、大阪にて高金利引き下げ拡大委員会が開催された

contents

- 特集 貧困問題と法律家の役割 P1
- 突撃！となりの委員会（仮称）..... P5
- 高金利引き下げの広場 P6
- さわさわベーシック判例憲法 P12
- 「大部会長日記」（圧倒的な命懸けの記録）..... P14
- 京都研修会だより P15
- ふくしま全国大会「誰」へようこそ P15
- 単位会紹介 P15
- 新米編集委員が全青司を考える P16
- 労働問題に関するメーリングリスト加入のお願い..... P16
- 編集後記 P16

全国青年司法書士協議会

会長 大部 孝 編集委員長 太田 知孝 小口 一成
〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目2番地伊藤ビル7階
TEL: 03-3359-3513 FAX: 03-3359-3527
URL <http://www.zssk.org> kyw04456@nifty.com

